

## 原子力規制委員会職員（総合職、一般職事務系）の

### キャリアパスイメージ

令和3年11月10日  
原子力規制庁

#### 1. はじめに

令和3年6月2日の第11回原子力規制委員会において、原子力規制委員会職員の人材育成の基本方針の改定案を諮った際、審査・検査等の規制業務の中核を担う一般職技術系職員のモデルとなるキャリアパスイメージを報告した。（参考1参照）

このたび、総合職及び一般職事務系職員のモデルとなるキャリアパスイメージを作成したため、報告する。

#### 2. キャリアパスイメージ

##### (1) 総合職

総合職職員は、主として施策の企画立案・総合調整業務を担い（参考2参照）、将来原子力規制庁の幹部（参考3参照）となることが期待される。そのため、原子力規制や緊急時対応等の実務（以下「規制等実務」という。）の理解が不可欠であるとともに、他省庁出向や海外勤務など幅広い業務経験が必要となる。これらを踏まえ、モデルとなるキャリアパスイメージを別紙1のとおり作成した。

係員級の段階では、企画調整ポストを経験し行政職としての業務に必要な知識を習得する。

係長級の段階では、原子力規制委員会の業務に幅広く対応できる行政職として必要な知識を身に付ける必要がある。このため、令和4年度以降、検査官等の任用資格付与に係る5つの教育訓練に共通する事項を内容とする教育訓練制度を設け、これを履修させる。また、企画調整ポストに加え規制等実務も経験し、分散型教育訓練課程を積極的に受講することで少なくとも1つの基本資格を取得する。このほか留学（海外勤務を含む）及び他省庁出向を経験する。

補佐級の段階では、企画調整ポストに加え、検査官等の任用資格を要する業務に従事する。また、視野を広げる観点から、管理職になるまでに必ず海外勤務（留学を含む）及び原子力規制事務所での勤務を経験する。

なお、総合調整等を担う総合職職員の役割を勘案し、個々人の専門分野を定めることはしない。

## (2) 一般職事務系

一般職事務系職員は、主としてバックオフィス系業務を幅広く担うジェネラリストとなることが期待される。原子力規制委員会の業務の着実な遂行のためには、科学的・技術的専門性を有する事務員だけでなく、総括、人事、会計、法務、広報、国際、情報システム及び公文書管理等のバックオフィス系業務を確実に遂行する事務員が必要不可欠である。そのことを踏まえ、モデルとなるキャリアパスイメージを別紙2のとおり作成した。

キャリアパスイメージにおいて、一般職事務系職員が担う業務を、基本的な業務と特殊な知識が必要となる専門的な分野の業務に分類し、専門的な分野として「会計」及び「法務」を設定する。専門的な分野に係る能力の向上には、他省庁（財務省等）が提供する研修も十分に活用する。

バックオフィス系業務に係る能力向上はOJTを基本とし、それを効果的に行う手段として力量管理制度を導入する。具体的には、各課室において各業務スキルの習得状況が分かる仕組みを構築する。力量管理は令和4年度に試運用を行い令和5年度の本格運用を目指す。また、視野を広げる観点から、可能な限り海外勤務（留学を含む）や他省庁出向により幅広い業務を経験する。

係員級の段階では、企画調整ポストやバックオフィス系の専門的な分野の業務を通じて業務に必要な知識を習得する。

係長級の段階では、基本的な業務のほか、バックオフィス系の専門的な分野の業務への従事を希望する場合には関連するポストでの業務に従事する。

補佐級の段階では、専門的な分野の業務を含むバックオフィス系業務で能力を発揮する。

ただし、分散型教育訓練課程の修了等による任用資格の取得に伴い一般職技術系のキャリアパスに移ることもあり得ることとする。

## 3. 今後の取組

人事当局として、総合職や一般職事務系職員を他の専門的な分野等に異動させるときは原則事前に異動のねらい等について説明を行う等、一般職技術系職員と同様の取組を行う。

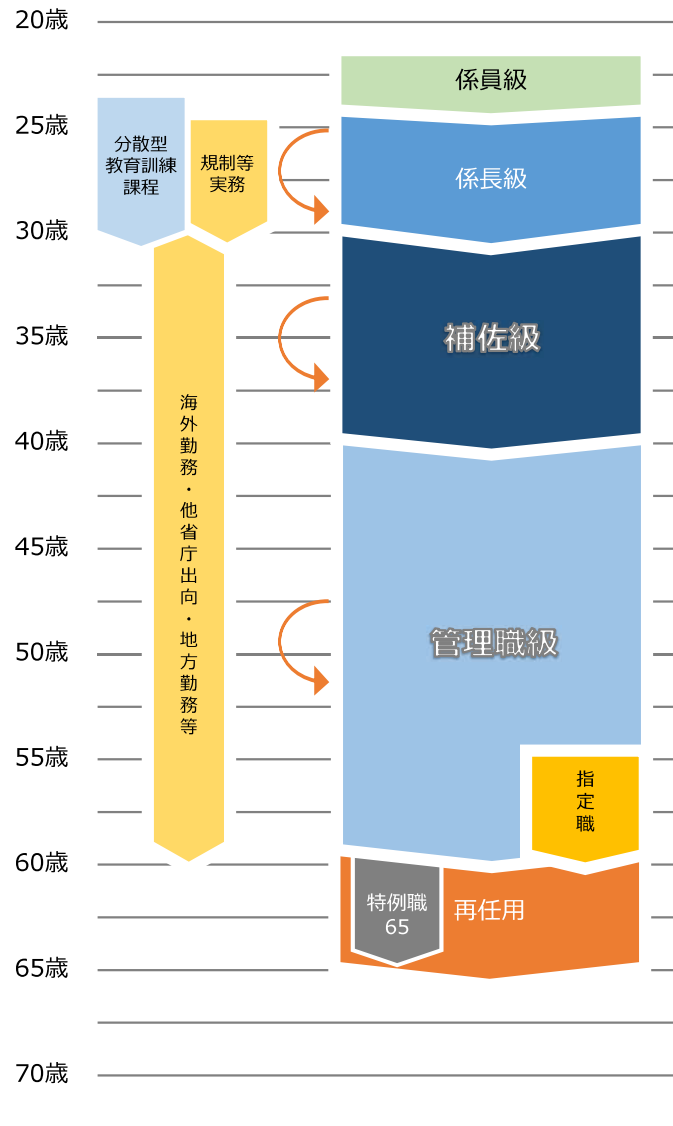
分散型教育訓練課程については修了者が出していないことを踏まえ、履修を促進する。

研究職職員のキャリアパスイメージについても、引き続き検討を行う。

# 原子力規制委員会職員(総合職)のキャリアパスイメージ

令和3年11月10日  
原子力規制庁

(機会の付与)



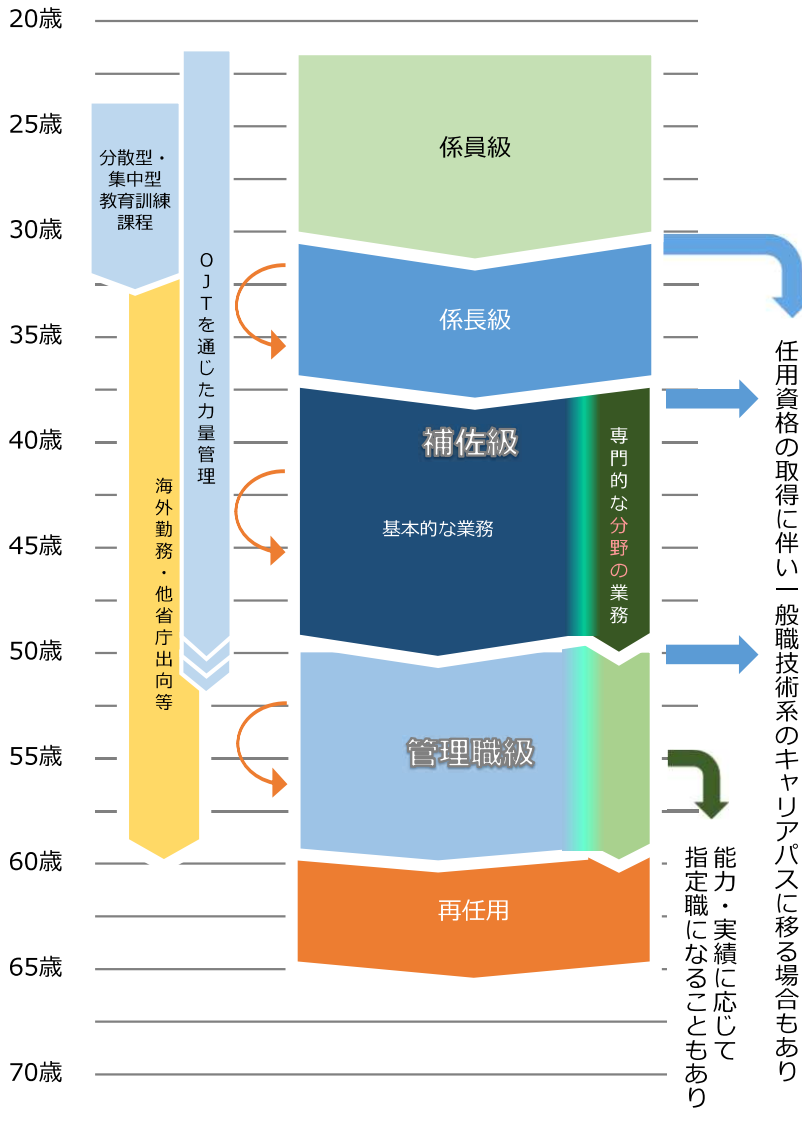
特例職65：地域原子力規制総括調整官

	在級年数	期待されること	機会の付与
係員級	2年以上	業務に必要な知識・技術を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 企画調整ポストを経験し行政職としての業務に必要な知識等を習得</li> </ul>
係長級	6年以上	専門性、業務管理能力を高めつつ、担当業務に必要な専門的知識・技術を習得し、問題点を的確に把握し、課題に対応する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 検査官等の任用資格付与に係る5つの教育訓練に共通する事項を内容とする教育訓練制度を履修</li> <li>● 企画調整ポストに加え原子力規制や緊急時対応等の実務(規制等実務)も経験</li> <li>● 分散型教育訓練課程により少なくとも1つの基本資格を取得する</li> <li>● 留学(海外勤務を含む)及び他省庁(環境省、内閣府原子力防災担当等)出向を経験</li> </ul>
補佐級	8年以上	組織や上司の方針に基づいて、高い専門性、業務管理能力を発揮して施策の企画・立案等を担う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 企画調整ポストに加え検査官等の任用資格を要する業務に従事</li> <li>● 管理職になるまでに必ず海外勤務(留学を含む)及び原子力規制事務所での勤務を経験</li> </ul>
管理職級	—	担当業務の責任者として、課題を的確に把握し、施策の企画・立案を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 規制庁業務全般を行い得る</li> <li>● 海外・他省庁・地方での勤務</li> </ul>

注) 定年前に本人の希望を確認し、適性を踏まえた上で、定年前に特例定年官職への任用又は定年後の再任用を行う。

# 原子力規制委員会職員(一般職事務系)のキャリアパスイメージ

令和3年11月10日  
原子力規制庁



(一般職事務系職員が担う業務)

- 基本的な業務  
総括、人事、広報、国際、  
情報システム及び公文書管理等
- 専門的な分野の業務

分野名	業務	関連部署
会計	予算、契約、審査、共済、 物品、給与等	会計部門 人事課
法務	法令審査、訴訟対応、 情報公開	法令審査室 法務部門

- ※ 力量管理により習得が確認された知識・能力は任用の参考とする。
- ※ 任用資格の取得に伴い一般職技術系のキャリアパスに移ることもあり得る。
- ※ 能力・実績に応じて指定職になることもあり得る。

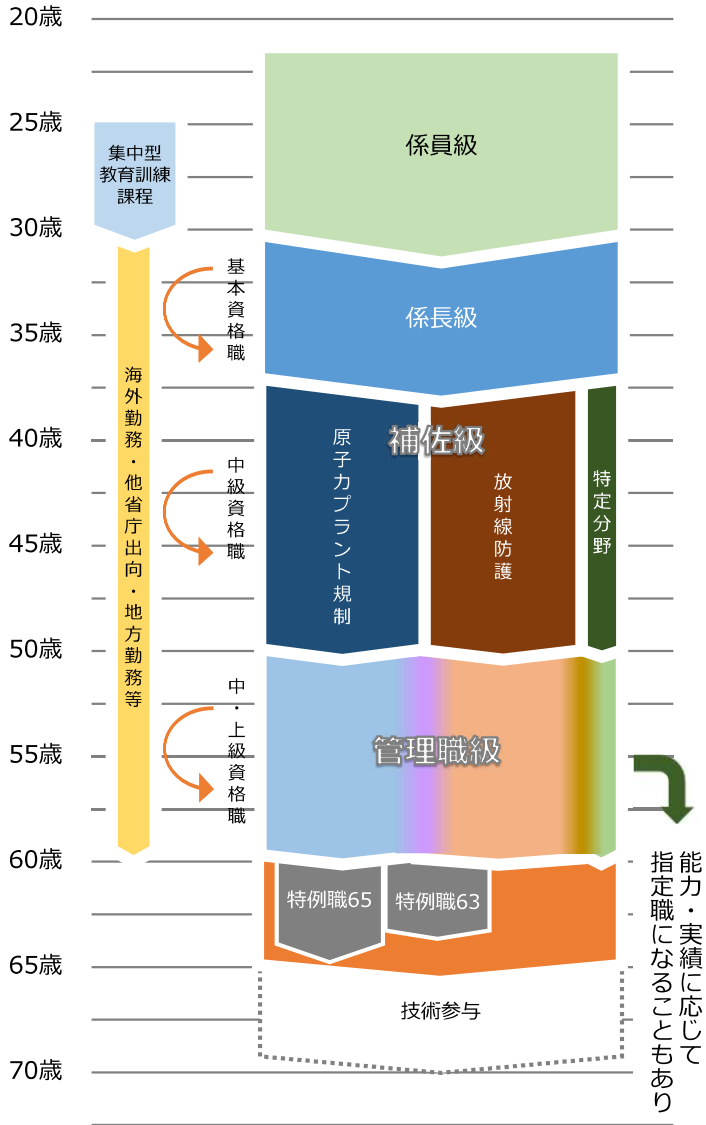
注) 定年前に本人の希望を確認した上で、定年後の再任用を行う。

## 原子力規制委員会職員（一般職事務系）の キャリアを通じた専門性等の向上

	在級年数	期待されること	機会の付与
係員級	6年以上	業務に必要な知識・技術を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 企画調整ポストやバックオフィス系の専門的な分野の業務を通じて業務に必要な知識等を習得する</li> </ul>
係長級	7年以上	ジェネラリストとしての力量を高めつつ、専門的な分野の業務への従事を希望する場合には関連する専門的知識等の習得に努める。 問題点を的確に把握し、課題に対応する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本的な業務のほか、専門的な分野の業務への従事を希望する場合には関連するポストでの業務に従事する</li> <li>● 海外勤務・他省庁出向</li> </ul>
補佐級	10年以上	組織や上司の方針に基づいて、一般職事務系職員が担う業務で能力を発揮し、施策の企画・立案や実務の中核を担う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 専門的な分野の業務を含むバックオフィス系業務に従事する</li> <li>● 海外勤務・他省庁出向</li> </ul>
管理職級	—	担当業務の責任者として、課題を的確に把握し、施策の企画・立案を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事務系業務全般を行い得る</li> <li>● 海外・地方での勤務、他省庁出向</li> </ul>

# 原子力規制委員会職員(一般職技術系)のキャリアパスイメージ

令和3年6月2日  
令和3年11月10日加筆  
原子力規制庁



## (専門分野)

分類	分野名	業務	関連部署
基本分野	原子力プラント規制	実用炉・核燃料施設等の審査・検査、放射性廃棄物	審査・検査グループ
	放射線防護	原子力災害対策、放射線規制、モニタリング	放射線防護グループ
特定分野	自然ハザード・耐震	自然ハザード審査、建屋・機器耐震	地震・津波審査部門等
	保障措置	保障措置査察	保障措置室

- ※ 専門分野を定めた後においても、業務の幅を広げる観点から、他の専門分野や官房マネジメント系分野に異動することはあり得る。
- ※ 能力・実績に応じて指定職になることもあり得る。

特例職63：原子力防災専門官、主任安全審査官、原子力運転検査官等  
特例職65：地域原子力規制総括調整官、安全規制調整官、上席監視指導官等

注) 定年前に本人の希望を確認し、適性を踏まえた上で、定年前に特例定年官職への任用又は定年後の再任用を行う。

# 原子力規制委員会職員(一般職技術系)の キャリアを通じた専門性等の向上

	在級年数	期待されること	機会の付与	任用資格
係員級	6年以上	業務に必要な知識・技術を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 集中型教育訓練課程</li> <li>● 様々な分野のポストを経験し、業務に必要な知識等を習得する</li> </ul>	基本資格
係長級	7年以上	専門分野の絞り込みを行いつつ、担当業務に必要な専門的知識・技術を習得し、問題点を的確に把握し、課題に対応する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 専門分野の絞り込みを意識しつつ、様々なポストで実務に従事</li> <li>● 1度は規制事務所で勤務</li> <li>● 海外での勤務（IAEA保障措置局等）・留学</li> <li>● 他省庁（内閣府原子力防災等）での勤務</li> </ul>	
補佐級	10年以上	組織や上司の方針に基づいて、専門分野で能力を発揮し、施策の企画・立案や実務の中核を担う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 専門分野を中心とした実務</li> <li>● 原子力施設の審査・検査、原子力災害対策又はモニタリングを専門分野業務とした場合、少なくとも1度は規制事務所で勤務</li> <li>● 専門分野に関連した海外・他省庁での勤務</li> </ul>	中・上級資格
管理職級	—	担当業務の責任者として、課題を的確に把握し、施策の企画・立案を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 規制庁業務全般を行い得る</li> <li>● 海外・他省庁・地方での勤務</li> </ul>	上級資格

国家公務員法（昭和二十二年法律第一百二十号）（抄）

第3章 職員に適用される基準

第2節 採用試験及び任免

第2款 採用試験

（採用試験における対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材）

第45条の2 採用試験は、次に掲げる官職を対象として行うものとする。

- 一 係員の官職のうち、政策の企画及び立案又は調査及び研究に関する事務をその職務とする官職その他これらに類する官職であつて政令で定めるもの（第3号に掲げるものを除く。）
- 二 定型的な事務をその職務とする係員の官職その他の係員の官職（前号及び次号に掲げるものを除く。）
- 三 係員の官職のうち、特定の行政分野に係る専門的な知識を必要とする事務をその職務とする官職として政令で定めるもの
- 四 （略）

2 採用試験の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 総合職試験（前項第一号に掲げる官職への採用を目的とした競争試験をいう。）であつて、一定の範囲の知識、技術その他の能力（以下この項において「知識等」という。）を有する者として政令に定めるものごとに、受験者が同号に掲げる官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準業務遂行能力及び同号に掲げる官職についての適性を有するかどうかを判定することを目的として行うそれぞれの採用試験
- 二 一般職試験（前項第二号に掲げる官職への採用を目的とした競争試験をいう。）であつて、一定の範囲の知識等を有する者として政令で定めるものごとに、受験者が同号に掲げる官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準業務遂行能力及び同号に掲げる官職についての適性を有するかどうかを判定することを目的として行うそれぞれの採用試験
- 三 専門職試験（前項第三号に掲げる官職への採用を目的とした競争試験をいう。）であつて、同号に規定する特定の行政分野に応じて一定の範囲の知識等を有する者として政令で定めるものごとに、受験者が同号に掲げる官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準業務遂行能力及び同号に掲げる官職についての適性を有するかどうかを判定することを目的として行うそれぞれの採用試験
- 四 （略）



幹部候補育成課程の運用の基準（平成26年8月29日内閣官房告示第1号）

最終改定：令和3年9月1日内閣官房告示第2号

国家公務員法（昭和22年法律第120号）第61条の9第1項の規定に基づき、幹部候補育成課程の運用の基準を次のように定め、平成26年8月29日から施行する。

第1 運用全般に関する基準

1 本基準の趣旨

国家公務員一人一人が国民全体の奉仕者として、国民の立場に立ち、責任を自覚し、誇りを持って職務を遂行することが求められており、特に管理職員、ひいては幹部職員については、行政の専門家としての能力を有するとともに、府省横断的な行政課題に対し、縦割り行政の弊害を排して、政府全体の立場に立って判断し得る高い見識と幅広い視野を有する人材であることが求められている。各大臣等は、このような観点から、将来において幹部職員の候補となり得る管理職員としての職責を担うにふさわしい能力及び経験を有する職員を総合的かつ計画的に育成するため、国家公務員法（昭和22年法律第120号。以下「法」という。）の規定に基づき幹部候補育成課程（以下「課程」という。）を設け、本基準の定めるところに従い運用するものとする。

2 各大臣等の責務

- (1) 各大臣等は、各府省等（内閣府、デジタル庁、各省、会計検査院及び人事院その他幹部候補育成課程が設けられる機関をいう。以下同じ。）における課程の運用に当たっては、高い見識と幅広い視野、所管行政に係る専門性、政策の企画立案及び業務の管理に係る能力並びに倫理観等を備えた人材の育成が喫緊の課題であることに鑑み、高い意欲と能力を有する職員を適切に選定した上で、管理職員に求められる職務遂行能力の修得に必要な研修を受講する機会及び勤務を経験する機会を集中的に付与することにより、課程対象者の総合的かつ計画的な育成を図るものとする。この際、高い意欲と能力を有する女性職員についても課程対象者として選定し積極的な育成を行うものとする。
- (2) 各大臣等は、各府省等における課程の運用に当たっては、全ての課程対象者が、国民全体の奉仕者としての強い自覚と責任感の下、全力を挙げて自らの職務を遂行するとともに、積極的かつ主体的に自らの能力の開発及び向上を図ることができるよう、環境整備に努めなければならない。
- (3) 各大臣等は、各府省等における課程の運用に当たっては、職員の採用年次及び合格した採用試験の種類にとらわれてはいけない。
- (4) 各大臣等は、各府省等における課程の運用に当たり、仕事と生活の調和を図る観点から、課程対象者が妊娠、出産若しくは育児又は介護等のため配慮が必要となる場合は、弾力的な運用を行うものとする。
- (5) 各大臣等は、職員が課程対象者であることや課程対象者であったことにとらわれて、管理職への昇任その他の人事管理を行ってはならない。

3 以下（略）